

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 1 月 4 日

月 曜 日

号 外

## 目 次

### 規 則

○富山県立中央病院の使用料の減免の範囲等を定める規則の一部を改正する規則 1

### 訓 令

○富山県立中央病院事務専決規程の一部を改正する訓令 2

## 規 則

富山県立中央病院の使用料の減免の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 1 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第 1 号

富山県立中央病院の使用料の減免の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

富山県立中央病院の使用料の減免の範囲等を定める規則（昭和39年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 正当な理由があると知事が認める者が駐車場を使用したとき。

第 3 条中「より使用料」の次に「（駐車料金を除く。）」を加える。

### 附 則

この規則は、平成28年 1 月 6 日から施行する。

(医 務 課)

訓 令

富山県立中央病院事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成28年 1 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 1 号

本 庁  
富山県立中央病院

富山県立中央病院事務専決規程の一部を改正する訓令

富山県立中央病院事務専決規程（昭和49年富山県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 項の表共通専決事項の欄に次の 1 号を加える。

- (9) 使用料又は手数料の減免に関する事（院長及び事務局長の専決事項に係るものを除く。）。

附 則

この訓令は、平成28年 1 月 6 日から施行する。

(医 務 課)